

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業
老人デイサービスセンターたいよう

重要事項説明書

令和6年6月1日（改）

社会福祉法人 太陽の里

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 太陽の里
主たる事務所の所在地	〒515-0014 三重県松阪市若葉町80-5
代表者（職名・氏名）	理事長 中井 大樹
設 立 年 月 日	平成 9 年 7 月 1 8 日
電 話 番 号	0 5 9 8 - 5 1 - 2 5 5 5

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	老人デイサービスセンターたいよう	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒515-0108 三重県松阪市川井町1354-1	
電 話 番 号	0 5 9 8 - 5 0 - 3 3 1 2	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	2 4 A 0 7 0 0 3 7 7
利 用 定 員	定員23人	
通常の事業の実施地域	旧松阪市（一部地域除く）旧三雲町、旧嬉野町（一部地域除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 1/1日は休み
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数（指定基準）
管理者	1名
生活相談員	1名
看護職員	1名
機能訓練指導員（看護師兼務）	1名
介護職員	3名

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 上野和代 浅尾由香理 平野瑤子
管理責任者の氏名	管理者 上野和代

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、法廷に定められた利用者の負担割合となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
事業対象者要支援1	17,980円（1月につき）	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者要支援2	36,210円（1月につき） ※事業対象者が、要支援2程度であった場合	3,621円	7,242円	10,863円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額	利用者負担		
			基本利用料	(1割)	(2割)	(3割)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援 1	880円	88円	176円	264円
		事業対象者・要支援 2	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		事業対象者・要支援 1	720円	72円	144円	216円
		事業対象者・要支援 2	1,440円	144円	288円	432円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		事業対象者・要支援 1	240円	24円	48円	72円
		事業対象者・要支援 2	480円	48円	96円	144円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県に届けてでた施設が、ご利用者に対し、介護保険サービスを実施した場合	利用単位数×9.0%				

※当該加は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき660円の食費をいただきます。
おむつ代等	おむつ等の提供を受けた場合、1回に費用の実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%の額又は 20%（自己負担相当額）

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	利用料金は1ヵ月毎にお支払い頂きます

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。。

※救急搬送時には、医療費以外に実費負担が発生する場合がございます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び松阪市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0598-50-3312 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	松阪市高齢者支援課	松阪市殿町 電話番号 0598-53-4099 受付時間 月～金 8:30～17:00
	三重県社会福祉協議会	津市桜橋2丁目31 電話番号 059-227-5145 受付時間 月～金 8:30～17:00
	三重県国民健康保険団体連合会	津市桜橋2丁目96 電話番号 059-213-6500 受付時間 月～金 8:30～17:00

12. 虐待防止・身体拘束防止

当事業所において、人権の擁護・虐待防止・身体拘束防止の為、必要な体制の整備（委員会の開催・指針の整備等）を行うとともに、職員に対しての研修を実施します。

サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

身体拘束を行う場合には、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 損害賠償（契約書第11条 第12条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、市の賠償の発生についてご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減汁場合があります。

14. 衛生管理

ご利用者の使用する食器その他の設備について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品や医療用器具の管理を適正に行う従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずる。

15. 感染症及び非常災害対策の強化

サービスの提供中に感染症・災害が発生した場合、従業者はご利用者に適切な措置を講じ、利用者がサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、職員に対して必要な研修及び訓練を実施します。

16. ハラスメント防止

当事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が動きやすい環境づくりを目指します。

ご利用者・事業者職員間において、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者職

氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者

住 所

氏 名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名

印

立 会 人

住 所

氏 名

印

平成２９年７月１日から施行する。

平成２９年１０月１日から改正する。

平成３０年４月１日から改正する。

平成３１年４月１日から改正する。

令和４年４月１日一部改正とする。

令和４年１０月１日一部改正とする。

令和５年４月１日一部改正とする。

令和６年４月１日一部改正とする。

令和６年６月１日一部改正とする。